

## 令和7年度鹿児島県障害者差別解消支援協議会 議事要旨

### 1 開催日時

令和7年11月10日（月） 午後1時30分～午後2時35分

### 2 場所

鹿児島県赤十字会館2階 クロススペースかもいけⅠ

### 3 出席者

- ・委員 22名中 16名
- ・事務局 障害福祉課長、障害者支援室長ほか

### 4 議事録

#### (1) 開会

16名の委員（定数22名の半数以上）が出席

#### (2) 説明事項

- ① 「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」の概要
- ② 鹿児島県障害者差別解消支援協議会について
- ③ 内閣府「つなぐ窓口」の紹介
- ④ 障害者差別に関する相談件数・対応、普及啓発

#### 【事務局】

（①～④の内容について説明）

#### 【委員】

例年に比べると相談事例の記載が少ないが、1年間の相談事例から抜粋したものか。

#### 【事務局】

掲載した事例は、令和6年度の相談事例である。

令和7年度の事例は掲載していないが、直近の事例について、口頭で説明する。

#### 【委員】

相談員の対応が適切に行われているかどうかを確認することも協議会の役割である。典型例を掲載したと思うが、件数が多い訳でもないので、できれば全件掲載していただきたい。

この5年間で相談数は34件しかない。持ち帰り資料でなくして、卓上資料で良いので、過去から全て、確認できるようにしていただきたい。

#### 【事務局】

今後は具体例を増やして掲載したい。

**【議長】**

典型例であれば、これが何件という風に、内容が分かるように掲載してはいかがか。

**【委員】**

相談事例に関連して。労働委員会では、講演会を開催するが、これまで手話の手配をしたことがない。参加者から申し出があれば、手話対応できるのではないかと思う。県庁内で、手話ができる人を育成するような制度、勤務時間の一部で手話を勉強するような制度はあるか。

手話ができる県職員がいれば、便利だと思う。

**【事務局】**

県庁内での手話の対応は、県障害福祉課障害者支援室に手話通訳員を1名配置している。県庁内で必要があれば、当該手話通訳員を派遣することは可能である。

しかし、会議等の手話通訳は、一人で対応するのではなく、二人以上が15分程度の交代で対応する必要がある。そのため、会議等の手話通訳が必要であれば、県視聴覚障害者情報センターに依頼すれば、派遣コーディネートをしていただける。その費用等は、主催する各所属で派遣費用を負担していただく。

手話通訳者の養成について。手話通訳ができる者は、手話通訳者と手話通訳士という資格がある。

手話通訳者になるには、市町村で行う手話奉仕員養成講座の入門と基礎を、それぞれ半年～1年かけて23回ずつ受講し、2年間かけて手話奉仕員になる。

その後、県の手話通訳者養成講座の基本・応用・実践をそれぞれ1年程度ずつ、合計3年間かけて受講し、試験に合格した人が手話通訳者になる。

手話通訳者になった方で、更に上を目指す方が試験を受けて、手話通訳士になる。

手話通訳者・通訳士になるためには、非常に時間がかかる。

試験は、全国でも合格率も低く、難しい状況である。

**【委員】**

手話通訳については、事務局説明のとおり。身体障害者福祉協会では、県の指定を受け、県障害者視聴覚障害者情報センターを運営している。手話通訳の養成や派遣調整コーディネートを担当している。

#### (4) 意見交換（協議）

障害者差別の解消に向けた取組について

##### 【事務局】

事務局説明

##### 【委員】

身体障害者福祉協会において、例年行っている内容を資料に掲載している。

令和7年度からの新事業で、10月から講師の派遣事業を開始している。障害者や、その保護者を講師として派遣し、障害及び障害者への理解を深めることや、障害者の自立と社会参加を促進することを目的として、立ち上げた事業である。

派遣先としては、県内の中学校や企業団体を想定しているところ。

メニューも非常に多い。問い合わせていただければ、申し込み方法や費用等を相談する。

10月に鹿児島市立小学校において、道徳の時間を使って、車椅子利用者が「心のバリアフリー」という講演をおこなった。

障害者自立交流センターにおいては、12月7日にハートピアで「あったか交流フェスタ」を開催予定。障害のある人、ない人が交流を持ちながら、お互いの理解を深める事業を展開する。

##### 【委員】

鹿児島障害フォーラムでは、条例施行11年を迎える。今月22日に市民福祉プラザにおいて、「条例施行10年！どう活かされてきた？～変わったこと、変わらないこと～」をテーマに、障害種別毎に条例が施行されてからこれまでについて話す内部研修会を企画している。

##### 【委員】

鹿児島県手をつなぐ育成会は、知的障害の当事者、支援者の会である。

例年どおり、知的障害者福祉月間の9月に、各地区でリーフレット・ポスターの掲示、山形屋で作品展示即売会を行って、県民の皆様に御理解いただけるよう、周知を図っている。

相談事業も行っており、教育機関と密に連携を取りながら、切れ目のない生涯にわたる支援をお願いしている。

スポーツ・レクリエーションを通して、多くの方に知っていただく、一緒に暮らしていただく、理解・ケアに努めている。

近年、地域生活への移行が国の方針。グループホームでの生活や一人暮らしに向けて意思決定支援が必要。法人として、社会啓発活動を行っているが、なかなか理解が深まらず、地域の福祉力、差別予防としてどのように活動していくべきかという大きな課題がある。

県育成会としては、親亡き後、あるいは自立した生活を送るために、成年後見

制度を使った法人後見制度をやっているが、予算の問題で遠くまで活動することが難しい。

今問題になっているのが、障害基礎年金。働くのが難しい重度知的障害者が障害基礎年金だけで地域生活ができるか、そのこと自体が差別ではないか、せめて生活保護レベルまで、と障害基礎年金の拡充を訴えている。

意志決定支援、意思形成するためには、子どもの頃からの体験・経験、承認されることが大切。教育、家庭での支援を繋いでいきたい。私達が関わるのは大人が中心であり、子どもに心の支援が難しいのが課題である。

### 【委員】

県連合会は、精神障害者及びその家族が、会員の交流と親睦、地域社会で普通の生活を求めて様々な活動をしている団体。精神障害者の自立、社会復帰への支援を行っている。手作りのパンフレットを作り、県の保健所から、配布してもらっている。

令和7年度鹿児島県精神障害文化・創作活動振興事業としてハートピアかごしまで「友愛フェスティバル」を令和7年10月1日に開催した。300名以上、23団体の参加があり、遠くは屋久島や肝付町からも参加があった。

令和7年度鹿児島県精神障害者スポーツ振興事業として明日11月11日に県ソフトバレー大会を鹿児島県体育館で開催する。6チームが参加登録しており、九州ブロック大会の代表選抜を兼ねている。

### 【委員】

特別支援教育課においては、障害者差別解消法の周知に係る学校訪問を平成29年度から継続して実施しており、今年度は小学校22校、中学校5校、高等学校5校の計32校への訪問を予定している。課長、補佐、係長のいずれか1名と担当者で最寄りの市町村教育委員会にも訪問して、啓発している。

また、市町村教育委員会や学校に対し、会合など職員が集まる機会には必ず、障害者差別解消法に係る合理的配慮の提供について説明している。

交流及び共同学習の積極的な推進について、具体的には、学校間での交流は、特別支援学校のある学部と小中高校のクラスや学年など、ある程度の集団での交流である。

居住地校交流は、特別支援学校の児童生徒が、自分の住んでいる地域の小中学校で交流を行う。

地域の方々との交流は、特別支援学校、特別支援学級の児童生徒が地域の方と交流する活動である。

様々な活動を通して、積極的な推進に努めている。

資料に記載はないが、公立高等学校入試における合理的配慮についても推進している。具体的な手続きとしては、中学校長が（配慮を要する）生徒が受検する高等学校に対して、合理的配慮を依頼する。高校は、高校教育課に報告し、必

要な配慮について対応する。前回、前々回それぞれ 90 件以上、対応しており、引き続き推進したい。

#### 【委員】

県弁護士会では、高齢者障害者支援委員会が主体になり、新会員向け、ある程度年数を重ねた会員向けなど、不定期に研修を実施している。外部から講師を呼んで話を聞いている。

また、実際に弁護士事務所を訪問して相談することが困難な高齢者、障害者に対して、無料の電話相談、場合によっては弁護士を派遣して、自宅でも法律相談が可能な制度を運営している。しかし、登録している弁護士の数や、制度の周知など（問題があり）、なかなか件数が伸び悩んでいるため、システムの運営について検討しているところ。

#### 【委員】

鹿児島県社会福祉士会では、県障害福祉課の委託を受けて、障害者虐待防止・権利擁護研修を実施し、虐待への対応の研修を通して、障害者の特性や対応を理解してもらえるよう、取り組んでいる。毎年 500～600 名が受講し、行政の担当者、福祉事業所等の職員などが受講している。今年度は計画中で、いくつかの地域で開催予定である。

権利擁護などをテーマとする各種研修等への講師派遣依頼に対応し、会員を講師として派遣し、障害のあることにより生じる生活上の困難はどのようなことか、障害の特性や対応の在り方などについて理解していただけるような活動に取り組んでいる。

成年後見に取り組んでおり、個々の後見人等が関係者に対して、後見等の必要な方への日常生活上の支援などについて、理解を深められるように支援することで、差別解消に繋がるよう取り組んでいる。

県内会員 800 名ほどいるが、会員が各職場や地域などで障害のある方の生活や生活上の困りごとなどについて、理解を含め、差別の解消につながるよう取り組んでいる。

障害のある方から電話相談があり、事務局職員が電話対応等もしている。

#### 【委員】

活動は、（手をつなぐ）育成会と同様であるが、障害児入所施設の現状を話したい。

被虐待児受入先になっている障害児入所施設、児童養護施設ほとんどが手一杯である。それでも児童相談所から（被虐待児の）受入れの要望があり、常に満杯状態でほとんど空きがない。上限の 2 か月を過ぎる子もいる。中には、落ち着いて過ごされ、親元に帰る子もいるが、なかなか親が受け入れないケースが多い。

義務教育だが、一時保護中は（本来在籍している居住地の）学校に行けないの

が問題。保護者に相談しながら、（施設のある）地域の学校に通学している。それでも、なかなか育ちにくく、トラブルがある。

また、特別支援学級が増えて、教室が不足している。

そのため、児童に関わる幼稚園や保育園の保育士、保護者に、本人を受け入れ、理解してもらえるように、ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム、巡回相談支援を中心に、子供たちが生きやすい環境づくりに取り組んでいる。

しかし、虐待が多い状況が変わらないと、次の世代に虐待の連鎖につながってしまう。

#### 【委員】

9月、10月に就労継続支援事業所が2件、指定取消になったが、利用者が孤立している状況になっており、そのこと自体が差別ではないか、という話が出ている。

また、来年から一般企業の障害者雇用率が2.5%から2.7%に変更される。障害者雇用に取り組む企業が出てくると思うが、雇用した中で、どこまで支援なされるか。国は、障害者を5人以上雇用した場合は、職業生活相談員を設置するルールを設けているが、このようなところも充実を図って、雇用した方も孤立することがないように、取組が必要である。

#### 【委員】

先ほどの事務局の説明に関連して、内閣府の障害者差別に関する相談窓口「つなぐ窓口」が令和7年4月1日から正式稼働ということだが、どのように啓発、周知がなされているか。

#### 【事務局】

つなぐ窓口は、内閣府で令和5年から試行しており、本年4月から正式稼働した。内閣府のホームページに掲載されている。

県としても（障害者差別解消の）普及啓発の一環で啓発しているが、県設置の相談窓口と併せて周知できるよう取組を強化する。

#### 【議長】

本日の議事等をこれで終了する。

#### 【司会】

以上をもって、令和7年度鹿児島県障害者差別解消支援協議会を閉会する。